

子ども福祉医療費給付制度について

※必ず一度お読みください。



飯田市 保健課 医療給付係

○子ども福祉医療費給付制度とは…

飯田市では、子どもを産み育てやすい環境の充実のため、0歳～満18歳の年度末までを対象に医療費の助成を行っています。

○助成のしくみ

本来患者が負担する保険診療分の2割（小学生以上は3割）のうち受給者負担金を除いて、飯田市が負担します。医療機関窓口では、受給者証を提示して、受給者負担金のほか請求された金額（※）をお支払いください。

保険適用の医療費の自己負担額から受給者負担金分を差し引いた額を、飯田市から医療機関へ支払います。

ただし、はり師・きゅう師・あんまマッサージ指圧師に係る施術療養費については、医療機関窓口で受給者証を提示して、一旦請求された金額を全額お支払いください。後日、お届けいただいた口座へ、受給者負担金分を差し引いた額を振り込みます。

また、学校や保育園・幼稚園の管理下で起こったけがなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合は、助成の対象となりません。一旦請求された金額を全額お支払いいただき、災害給付金の手続きをお願いします。

※健康診断、予防接種、薬の容器代、診断書作成料、食事代、差額ベッド代など、健康保険が適用されないものは助成の対象外です。

○給付の対象と受給者負担金の金額

医療機関で支払う、保険適用の医療費の自己負担が対象となります。

1 診療報酬明細書（レセプト※）ごとに、受給者負担金として300円（最大）のご負担をお願いします。

※月別、医療機関別（入院・外来別）になりますので、例えば、病院に受診し、薬局で薬をもらった場合、病院分で300円、薬局分で300円となります。同じ月に同じ医療機関に複数回受診した場合は合算されます。

自己負担が300円以下の場合、同じ月で受給者負担金の総額が300

円になるまで、窓口で受給者負担金をお支払いください。

○受給対象者と期間

飯田市に住民登録があるお子さまで、助成対象期間は満18歳の年度末（18歳になってから最初の3月31日）までです。

※平成28年4月より、進学等の理由でお子さまのみ市外へ転出された場合も対象となります。詳しくはお問合せください。

○受給者証の交付を受けるには…

市の窓口で申請手続きが必要ですので、出生届や転入手続きの際に、申請してください。（出生の場合は、お子さまの保険加入の手続きができてから申請してください。）

受給者証が交付されていないお子さまは、助成を受けられません。

【持ち物】

- お子さまのマイナ保険証又は資格確認書 等
（被保険者情報のわかるもの）
- 保護者の振込口座の分かるもの

○受給資格の喪失

助成対象期間は満18歳の年度末までで終了しますが、途中でも、お子さまが飯田市外へ転出した場合は受給資格を喪失しますので、転出をする際に受給者証を返却してください。

○受給者証を紛失したとき

受給者証を紛失、または破損・汚損したときは、無料で再発行しますので「福祉医療給付金受給者証再交付申請書」を提出してください。

○窓口で医療費をお支払いされた場合

下記の場合は、お届けいただいた口座に振り込みます。受診月から3ヶ月以上かかりますので、ご了承ください。

- ・長野県内のはり師・きゅう師・あんまマッサージ指圧師に施術を受けた場合

医療機関窓口へ、マイナ保険証や資格確認書と一緒に受給者証を毎回提示してください。提示していただくだけで、後日、自動的に給付金が振り込まれます。

- ・長野県外の医療機関を受診する場合

マイナ保険証や資格確認書のみを提示して受診し、後日、市の窓口へ領収書（受診者名、診療月、医療機関名、保険診療の内容の分かるもの）を持参し、「福祉医療給付金支給申請書」に添付して提出してください。

※受診月から1年以上経過しますとお手続きできなくなりますのでご注意ください。例えば、4月受診分は翌年の4月末日までに申請をしてください。

- ・長野県内の医療機関で受給者証を提示し忘れた、または提示できなかった、提示したが使用できなかった場合

県外での受診の際のお手続きと同じです。受給者証を使用できなかった場合を除き、次回受診時などに医療機関に受給者証を提示し、前回提示できなかった旨を伝えると、市の窓口へのお手続きを省略できる場合があります。

- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の申請をしたが、給付金を受けられなかった場合

県外での受診の際のお手続きと同じです。

- ・健康保険の高額療養費や付加給付が支給される場合

県外の医療機関を受診して、健康保険の高額療養費や付加給付が支給される場合は、それらを差し引いた金額が助成の対象になります。

高額療養費に該当する場合は、県外受診の際のお手続きのほか高額療養費の金額を確認し差し引くため、健康保険が発行した「高額療養費支給決定通知書」（健康保険によって名称が異なる）の提出をお願いします。（飯田市国保加入者以外）

- ・治療用装具（弱視用メガネ、コルセットなど）

はじめに健康保険などに払い戻しの手続きを行い、健康保険適応額の助成を受けます。その後、残りの自己負担（2割または3割相当額）が給付金の対象になりますので、医師の診断書のコピー、領収書のコピー、健康保険からの支給額が分かる通知（飯田市国保加入者以外）を持参し、「福祉医療給付金支給申請書」に添付して提出してください。

○助成が受けられないもの

① 健康保険が適用されないもの

主なもの：初診時保険外併用療養費（紹介状がなく200床以上の病院に初診で受診する場合の患者負担）、健康診断、予防接種、薬の容器代、診断書作成料、食事代、差額ベッド代など

② 学校や保育園・幼稚園の管理下で起こったけがなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合

③ 他の公費制度が適用されるもの

※公費が適用されても自己負担がある場合は、自己負担について助成を受けられます。他の公費制度の受給者証を併せて窓口へ提示してください。

④ 交通事故など、加害者（第三者）から傷害を受けて医療機関を受診した場合

○次の場合は届出が必要です。

- 加入の健康保険が変わったとき、記号・番号が変わったとき
⇒受給者証とマイナ保険証又は資格確認書 等(被保険者情報のわかるもの)をお持ちください。
- 振込口座を変えたいとき、支店・番号・名義人が変わったとき
⇒受給者証と口座確認できるものをお持ちください。支給できない恐れがありますので、至急届出をお願いします。
- 住所や氏名が変わったとき
⇒受給者証をお持ちください。訂正または差し替えをします。



〇よくある質問 Q&A

- ① Q：複数の診療科がある総合病院で同じ月に小児科と眼科を受診した場合は、合算されますか？

A：合算されます。ただし歯科は合算されませんので、小児科と歯科を受診した場合は、それぞれから300円が受給者負担金となります。また、発行医療機関の違う処方箋を同じ月に同じ薬局に持って行って薬をもらった場合も合算されず、発行医療機関ごとに300円が受給者負担金となります。

- ② Q：長野県外で受診しました。すぐに給付金の申請をしたほうがよいですか？また、領収書はコピーでもよいですか？

A：受診月から1年以内であれば、給付金の申請ができますので、何か月分、何か所分かをまとめて申請していただいてもかまいません。領収書は原則として原本を提示してください。申請済みであることを示すスタンプを押印のうえ、コピーを取らせていただき、返却いたします。

- ③ Q：助成を受けた領収書でも確定申告などの医療費控除の対象として使えますか？

A：お使いいただけますが、助成を受けた金額を「保険金などで補てんされる金額」として差し引いて計算しなければなりません。医療費を窓口で支払った場合、まだ口座に振り込まれていないものについては、一医療機関ごと300円を差し引いた金額を補てんされる金額として見込んで計算をしてください。

○窓口

- 市役所A棟1階A9窓口 保健課医療給付係
- りんご庁舎2階 市民証明コーナー
- 各自治振興センター

○お問い合わせ

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 保健課 医療給付係

電話 0265-22-4511 内線5525~5527

